

令和元年度第 10 回庁議提案 審議・**報告**・その他  
 提出日：令和元年 8 月 20 日  
 担当部・課：総務部人事課〔内線 4067〕

① 件 名
会計年度任用職員制度の導入について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p><b>【背景】</b>        地方公務員の臨時・非常勤職員については、平成 28 年 4 月現在、全国で約 64 万人と増加しており、また、教育、子育て等様々な分野で活用されていることから、現状において地方行政の重要な担い手となっている。このことから、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布された。        従来は制度が不明確で、各地方公共団体によって任用・勤務条件等に関する取扱いが異なるため、統一的な取扱いを定め、今後の制度的な基盤を構築しなければならない。</p> <p><b>【目的】</b>        一般職の会計年度任用職員（※）制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図る。</p> <p>※会計年度任用職員：        ・「一会計年度を越えない範囲内で置かれる非常勤の職」となる一般職の非常勤職員。        ・勤務時間に応じて次のとおり 2 つに区分される。          フルタイム会計年度任用職員・・・1 週間当たりの勤務時間が <u>38 時間 45 分</u>          パートタイム会計年度任用職員・・・1 週間当たりの勤務時間が <u>38 時間 45 分より短い</u></p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p><b>【根拠法令】</b>        地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）        地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）        地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 29 年 5 月 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布
⑤ 主な内容
<p>地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い、本市の関係条例を整備するもの。</p> <p>1 関係法の一部改正の概要</p> <p>(1)地方公務員法        適正な任用等を確保するため、以下の改正が行われた。        ア 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化        (ア) 新地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の特別職非常勤職員について、専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化する。        (イ) 「臨時的任用」は、緊急の場合等に職員を任用するが、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に該当することを新たに追加し厳格化する。</p>

イ 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

(2) 地方自治法

非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、会計年度任用職員に期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備された。

2 今回整備する本市の関係条例

- (1) パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（新規）
- (2) フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例（新規）
- (3) 石巻市職員等の旅費に関する条例
- (4) 石巻市職員の給与に関する条例
- (5) 石巻市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- (6) 石巻市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- (7) 石巻市職員の育児休業等に関する条例
- (8) 石巻市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例
- (9) 石巻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (10) 石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

1 令和2年4月1日からの臨時・非常勤職員の体制

移行前（H31年度任用者 1,300人）	移行後（R2年度任用予定者 1,300人）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職非常勤職員（120人） （労働性が高い職務内容の場合）</li> <li>・非常勤嘱託職員（270人）</li> <li>・パート職員（700人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員（1,250人） （フル0人、パート1,250人）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時的任用職員（210人）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時的任用職員（50人） （育児休業、病気休暇等を取得した代替のみ）</li> </ul>

2 予算額

H31年度 （特別非常勤職員（労働性が高い職務内容の場合）、 非常勤嘱託職員、パート職員、臨時的任用職員）	R2年度 （会計年度任用職員、臨時的任用職員）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・任用職員 1,300人</li> <li>・報酬、賃金 1,818,947千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任用職員 1,300人</li> <li>・給料、報酬 2,249,239千円 （430,292千円増） うち期末手当分 387,647千円</li> </ul>

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

仙台市：平成31年2月定例会に提案済  
その他の市町村では、令和元年9月定例会に提案予定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和元年9月 市議会第3回定例会にパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の制定及び石巻市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）

⑨ その他